

不在者投票の流れについて（令和8年2月8日執行 衆議院議員総選挙）

（1）不在者投票用紙等の請求

「不在者投票宣誓書（兼請求書）」に必要事項を記入し、**中央市選挙管理委員会**あてに郵送してください。

※不在者投票宣誓書（兼請求書）の様式は、中央市ホームページからダウンロードできます。

※**請求書の現住所欄**には、**現在の滞在先又は居住地の住所を記入**してください。また、**投票用紙等の送付先**になりますので、確実に郵便物が届く場所を記入してください。



中央市選挙管理委員会から現在滞在または居住している住所に、レターパックにて、書類一式を郵送いたします。

（2）郵送されてきた投票用紙等の受け取り

レターパックが届いたら、開封し次のものが入っているかを確認してください。

[①送付案内、②不在者投票の説明、③氏名等掲示、④投票用紙等一式]

※注意 ④投票用紙等一式は透明な袋に入れ封かんがしてあります。この**透明の袋は自分では絶対に開封しない**でください。自分で開封した場合、投票ができなくなります。



不在者投票の投票は、お近くの市区町村選挙管理委員会で行います。

不在者投票ができる期間は、**1月28日（水）から2月7日（土）まで**
(国民審査は**2月1日（日）から2月7日（土）まで**)

となっていますので、**余裕をもって早めに行ってください。**

※場所や投票時間等は、お近くの市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

（3）不在者投票

届いたものを持って**お近くの市区町村選挙管理委員会**に行き、投票用紙等を選挙管理委員会の職員に提出してください。担当者が本人確認（免許証等の提示）をしたうえ、次の順番で投票となります。

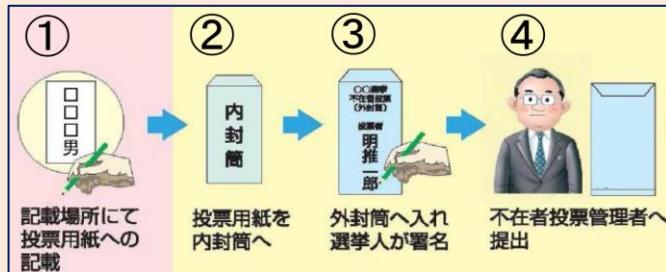
① 指示された**不在者投票記載場所**で投票用紙に記入します。

② 記入した投票用紙を「内封筒」に入れて封かんします。

③ 内封筒を「外封筒」に入れ封かんをし、外封筒の表面の**投票者氏名欄**に署名してください。

④ 外封筒ごと不在者投票管理者へ提出してください。

※投票用紙等は、当該市区町村選挙管理委員会から中央市選挙管理委員会に送致されます。



【注意】

記入した投票用紙は、投票日当日の投票終了時刻までに、中央市選挙管理委員会（投票所）に届かないと**無効**となってしまいます。郵送等にかかる日数をふまえ、余裕をもって手続きをお願いします。